

(案)

今後の新型コロナウイルス感染拡大防止における委員会運営について

1 委員会室の使用法等

		感染拡大防止対応	
		令和5年3月12日まで	令和5年3月13日から5月7日まで
委員会室の使用 方法	第1	1委員会が1委員会室を使用 ※使用する委員会室は、出席人数に応じて調整	変更なし
	第2		
	第3		
	第4		
	第5		
	第6		
	議場	(未使用)	
	開催時間	同時開催は 最大5委員会	
	その他 感染拡大 防止策等	<ul style="list-style-type: none"> ●委員会室の扉は開放する ●マスク着用とする（傍聴者へは協力依頼） ※委員・理事者は、必要最小限の水分補給は可能とする ●委員会室出入口に消毒液を設置し、入室時には手指消毒をする（傍聴者へは協力依頼） 	<ul style="list-style-type: none"> ●委員会室の扉は開放する ●マスク着用とする（<u>傍聴者は自己判断に委ねる</u>） ※委員・理事者は、必要最小限の水分補給は可能とする ●委員会室出入口に消毒液を設置し、入室時には手指消毒をする（傍聴者へは協力依頼）
委員会 の運営	出席理事者	常時＋臨時説明員 ※臨時説明員は質疑対応終了後退席	変更なし
	委員会資料	資料の事前配信を開催日の2開庁日前に早め、事前読み込みを徹底することで理事者の説明を最小限とし、質疑時間を確保する。	変更なし
	質疑方法	通常通り	

2 その他 議会運営委員会は、「その他感染拡大防止策等」を準用し開催する。